

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 大 谷 敦 志

電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税について

スペイン、中華人民共和国、南アフリカ共和国及びオーストラリア産の電解二酸化マンガンについては、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 20 年政令第 196 号）」に基づき、平成 20 年 9 月 1 日から本年 8 月 31 日までを課税期間として不当廉売関税が課されているところ
です。

この内、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産の電解二酸化マンガンについては、平成 24 年 10 月 30 日から、不当廉売関税の課税期間の延長のための調査が実施されており（参考）、当該調査が終了する日までの間、これら 3 か国を原産国とする電解二酸化マンガンを輸入する際には、引き続き不当廉売関税が課されることとなります。

また、オーストラリア産の電解二酸化マンガンについては、不当廉売関税を課する期間が、本年 8 月 31 日をもって満了する予定となっています。

したがって、本年 9 月 1 日以降に輸入申告される電解二酸化マンガンへの不当廉売関税の課税については、下記のとおりとなる予定ですので、お知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 2820.10 号に掲げる電解二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したもの
でない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、
当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）

2. 対象国

スペイン、中華人民共和国、南アフリカ共和国

3. 税率

スペイン	14.0%
中華人民共和国	46.5%
貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.）	34.3%
南アフリカ共和国	14.5%

4. 期間

調査終了まで

問合せ先

通関総括第一部門（手続関係）

TEL06-6576-3314

原産地調査官（原産地認定関係）

TEL06-6576-3197

○財務省告示第三百四十一号

南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンを係る関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十七項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三十日

財務大臣 城島 正光

一 不当廉売関税の課税期間の延長を求めた者（申請者）の名称及び住所

名称	住所
東ソー日向株式会社	宮崎県日向市船場町一番地
東ソー株式会社	東京都港区芝三丁目八番二号

二 調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

- (一) 品名 電解二酸化マンガン
- (二) 銘柄、型式及び特徴 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第二八二〇・一〇号に分類される。主として、一次電池、酸化剤及びマッチの材料、塗料並びにガラス等の製造に利用される。

三 調査に係る貨物の供給者及び供給国

(一) 供給者 別表のとおり

(二) 供給国 南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン

四 調査を開始する年月日 平成二十四年十月三十日

五 調査の対象となる期間

(一) 不当廉売された指定貨物（電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第九十六号）第一条第一項第一号に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸入が指定された期間（同項第三号に掲げる期間をいう。以下同じ。）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定に関する事項については、平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで）

(二) 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

六 調査の対象となる事項の概要

(一) 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 不当廉売された指定貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）

ロ 不当廉売された指定貨物の本邦向け輸出価格

ハ その他不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項

(二) 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 不当廉売された指定貨物の輸入量

ロ 不当廉売された指定貨物の輸入価格

ハ 不当廉売された指定貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ その他不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項

七 申請者の主張の概要

(一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

申請者二社は、本邦において不当廉売された指定貨物と同種の貨物を生産している唯一の本邦生産者である。

(二) 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 正常価格については、次の表の上欄に掲げる不当廉売された指定貨物の区分に応じ、同表の下欄に掲げる価格を採用した。

不当廉売された指定貨物	正 常 価 格
南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガン	南アフリカ共和国から本邦以外の国に輸出される不当廉売された指定貨物と同種の貨物の輸出のための販売価格（南アフリカ共和国の最大の輸出先であるアメリカ合衆国向けの輸出価格）
中華人民共和国を原産地とする電解二酸化マンガンのうち、アルカリ電池用のもの	中華人民共和国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国である南アフリカ共和国から輸出される不当廉売された指定貨物と同種の貨物の輸出のための販売価格（南アフリカ共和国の最大の輸出先であるアメリカ合衆国向けの輸出価格）
中華人民共和国を原産地とする電解二酸化マンガンのうち、リチウム一	中華人民共和国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国である本邦における消費に向けられる不当廉売され

<p>次電池用のもの及びフェライト用のもの</p>	<p>た指定貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格</p>
<p>スペインを原産地とする電解二酸化マンガン</p>	<p>スペインから本邦以外の国に輸出される不当廉売された指定貨物と同種の貨物の輸出のための販売価格（スペインの最大の輸出先であるベルギー王国向けの輸出価格）</p>

ロ 本邦向け輸出価格は、南アフリカ共和国及び中華人民共和国を原産地とする電解二酸化マンガンについては、本邦の輸入通関価格から海上運賃等を控除して算定し、スペインを原産地とする電解二酸化マンガンについては、スペインの本邦向け輸出通関価格からスペインにおける国内物流費等を控除して算定した。

ハ イ及びロによると、南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン（以下「三か国」という。）からの不当廉売された指定貨物の本邦向け輸出価格は、いずれも正常価格を下回っている。

ニ 三か国の供給者は相当の余剰生産能力を有している。

ホ 南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンについては、欧州連合において不当廉売関税が課税されており、また、中華人民共和国産電解二酸化マンガンについては、アメリカ合衆国において不当廉売関税が課税されている。

以上のことから、指定された期間の満了後、不当廉売された指定貨物の輸入が継続し、又は再発するおそれがある。

(三) 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 三か国からの不当廉売された指定貨物の輸入量は、不当廉売関税の課税に伴い、一旦は減少したものの、平成二十二年度以降顕著な増加を示している。

ロ 本邦の産業においては、
① 不当廉売関税の課税後、国内販売価格が上昇し、国内販売量及び販売額が増加したことに伴い、営業利益が増加する等、不当廉売関税の課税の効果がみられた。

② 国産品と輸入品で商品に差異はなく、価格により販売量が左右されることから、依然として本邦の産業は不当廉売された指定貨物の輸入によって実質的な損害を極めて受けやすい状況にある。輸入が著しく増加した平成二十二年度以降は、国内販売量、国産品の市場占拠率は減少傾向にあり、それを受け、平成二十三年度は、国内生産量、稼働率、国内販売額、営業利益も減少している。

③ 不当廉売された指定貨物の輸入は不当廉売関税の課税後も継続しており、国内販売価格に下方圧力がかかった結果、原料価格の高騰を国内販売価格に転嫁できず、価格の上昇が

抑制されている。

以上のことから、指定された期間の満了後、実質的な損害の事実が継続し、又は再発するおそれがある。

八 不当廉売関税に関する政令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、同令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、同令第十二条第一項の規定による対質の申出、同令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに同令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

- (一) 証拠の提出及び証言についての期限 平成二十五年三月一日
- (二) 証拠等の閲覧についての期限 調査終了の日
- (三) 対質の申出についての期限 平成二十五年三月二十九日
- (四) 意見の表明についての期限 平成二十五年三月二十九日
- (五) 情報の提供についての期限 平成二十五年三月二十九日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九 その他参考となるべき事項

- (一) 本件について、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定において中華人民共和国（香

港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」には、以下の事実が含まれるものとする。

イ 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該輸入貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実

ロ 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二) 証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先
東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三) その他 日本語以外の言語による証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供を行う場合には、日本語の翻訳文を添付するものとする。

別表 調査に係る貨物の主な供給者

国名	供給者名
南アフリカ共和国	DELTA EMD (PTY) LTD.
中華人民共和国	中信大锰矿业有限责任公司 广西埃赫曼康密劳化工有限公司 广西桂柳化工有限责任公司 广西汇元锰业有限公司 广西靖西县一洲锰业有限公司 贵州红星发展大龙锰业有限责任公司 贵州红星发展进出口有限责任公司 湖南阳光电化有限公司 湖南振兴化工股份有限公司 桂阳县冶金化工有限责任公司 广州住友商事有限公司 湘潭电化科技股份有限公司
スペイン	CELAYA EMPARANZA Y GALDÓS INTERNACIONAL S.A. ENERGÍA PORTÁTIL, S.A.

(注) 申請者が提出した申請書に記載されているものを記載した。